

介護保険事業者における事故発生時の報告の取扱について

1. 事故報告の対象となる事業者及び介護保険サービス

次の①～④事業者（以下「事業者」という。）が行う介護保険サービスとする

- ① 指定介護サービス事業者
- ② 基準該当サービス事業者
- ③ 通所介護事業所（認知症通所介護事業所含む）の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス（宿泊サービス）を実施している事業所（介護予防も同様）
- ④ 保険者（市町村・広域連合）（以下「保険者」という。）の事故報告の対象としている事業者

2. 報告の範囲

事業者は、次の事項に該当する場合（以下「事故」という。）、保険者の介護保険担当課に報告を行う。

また、都道府県知事に届け出る基準が定められている場合に報告を行う。

(1) サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生

(Ⅰ)	「サービスの提供による」とは送迎、通院等の間の事故も含む。 また、在宅介護の通所・短期入所サービス及び施設サービス、通所介護サービスの設備を利用して、介護保険制度外の宿泊サービスの利用中及び利用者が事業所内（施設内）にいる間は、「サービスの提供中」に含まれる。
(Ⅱ)	ケガの程度については、外部の医療機関で受診を要したものを原則とするが、それ以外でも報告の有無が不明なときは、保険者に確認すること
(Ⅲ)	事業者側の過失の有無に拘らず、利用者の自己過失によるケガであっても、(Ⅱ)に該当する場合は全て報告すること
(Ⅳ)	利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは、保険者に報告すること
(Ⅴ)	利用者が、ケガ（事故発生）から、ある程度の期間を経てから死亡した場合は、事業者は速やかに保険者に報告書を再提出すること

(2) 食中毒及び感染症等の発生

食中毒	サービス提供に関連して発生した場合は、都道府県知事に届ける出る基準など関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うほか、保健所等と連携・協力して対応し、保険者に報告すること
感染症	感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1類、2類、3類とする。 サービス提供においては、感染性胃腸炎（ノロウイルス）や疥癬の発生など、利用者等に蔓延する恐れのある場合並びに新型インフルエンザにかかるクラスター（集団発生）サーベイランスの報告を保健所に行った場合又は当該報告を行わない場合であっても事業者の判断で休業を行うなどサービス提供の継続に支障をきたすような場合も、保険者へ報告する。 都道府県知事に届け出る基準など関連する法に定める届け出義務がある場合は、これに従うほか、保険者、関係機関に報告すること。

	【感染症類】 1. 類感染症（エボラ出血熱など）、2. 類感染症（結核など）、3. 類感染症（赤痢など）、4. 類感染症（デング熱など）、5. 類感染症（インフルエンザ・ノロウイルスなど）
--	--

(3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等。また、詐欺行為等による高齢者被害。

利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預かり金の紛失、個人情報の紛失、送迎時の交通事故、詐欺被害など）、保険者及び指導監督機関の定める指示に従い報告すること。

(4) その他、報告が必要と認められる事故の発生については、保険者及び指導監督機関の定める指示に従い報告すること。

3. 報告の書式

別添参考「事故報告書（P22～P23）」とする。

都道府県知事及び保険者の標準書式等がある場合は、その様式を使用すること。

4. 報告の時期・手順

事故後、事業者は、速やかに保険者へ電話又はFAXで報告する（第一報）、その後、保険者の指示に従い、事故報告書（参考様式等）を用い、文書で報告する。

ア) FAXの報告書には個人情報に該当する部分は伏せて送付し、着信確認時に個人情報部分を口頭で伝えるなど個人情報の保護に留意する

イ) 「速やかに」の期限については、最大限の努力をして可能な範囲とする

ウ) 事業者は、保険者（市町村・広域連合）、利用者（家族を含む。以下同じ。）及び事業者の事故の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者に対し、事故報告書の控えを積極的に開示し、トラブルに発展しないように、求めに応じて交付する

5. 利用者への説明

事業者は、事故発生後、利用者やその家族に内容を説明しなければならない。

事業者は、事故報告書を作成し、保険者へ提出する旨を利用者に説明すること。

6. 報告先

事業者は、「2. 報告の範囲」で定める事故等が発生した場合、利用者（被保険者）の属する保険者（市町村・広域連合）及び事業所・施設が所在する保険者に報告すること。

事業者は、都道府県知事に届ける基準がある場合は、法に定められた報告先にすること。

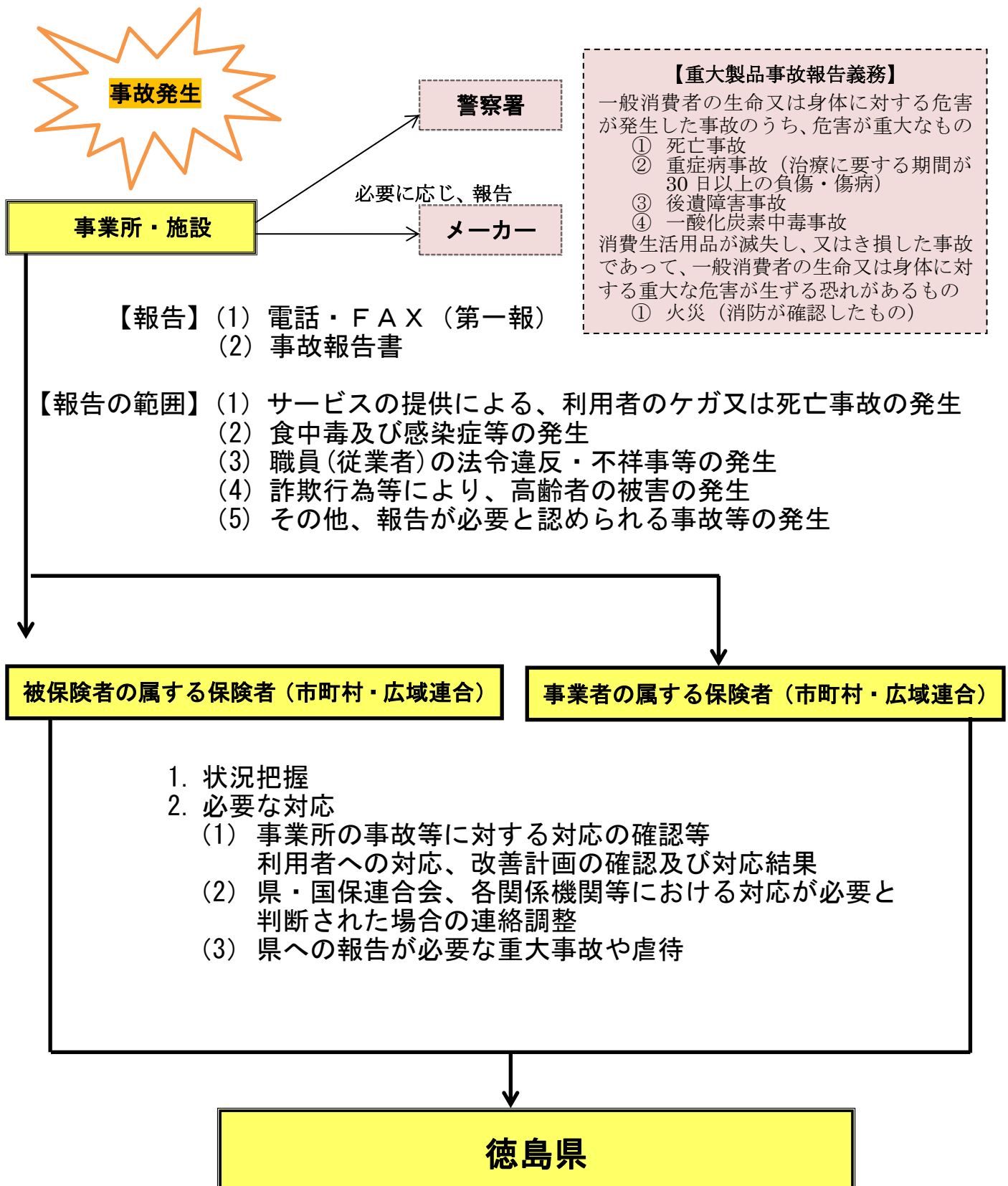
事業者は、報告には利用者の個人情報が含まれるため、取扱については十分注意すること。

7. その他事業者の対応

事業者は、事故発生時に適切な対応を行うための事故対応マニュアルを整備し、職員（従業員）に周知徹底する。

事業者は、発生した事故について原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるとともに、確認等を求められた場合は、再度報告を行う等、保険者の指示に従う。

介護事業者及び保険者（市町村・広域連合）における事故発生時の報告フローチャート



事故報告書 (事業者→〇〇市 (町村))

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること

※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

☐ 第1報 ☐ 第____報 ☐ 最終報告

提出日：西曆 年 月 日

1事故状況	事故状況の程度	☐ 受診(外来・往診)、自施設で応急処置 ☐ 入院 ☐ 死亡 ☐ その他（ ）										
	死亡に至った場合 死亡年月日	西暦		年		月		日				
2事業所の概要	法人名											
	事業所（施設）名							事業所番号				
	サービス種別											
	所在地											
3対象者	氏名・年齢・性別	氏名				年齢			性別：	☐ 男性 ☐ 女性		
	サービス提供開始日	西暦		年		月		日	保険者			
	住所	☐ 事業所所在地と同じ ☐ その他（ ）										
	身体状況	要介護度		☐ 要支援1 ☐ 要支援2 ☐ 要介護1 ☐ 要介護2 ☐ 要介護3 ☐ 要介護4 ☐ 要介護5 ☐ 自立								
		認知症高齢者 日常生活自立度		☐ I ☐ II a ☐ II b ☐ III a ☐ III b ☐ IV ☐ M								
4事故の概要	発生日時	西暦		年		月		日		時		分項（24時間表記）
	発生場所	☐ 居室（個室） ☐ 居室（多床室） ☐ トイレ ☐ 廊下										
		☐ 食堂等共用部 ☐ 浴室・脱衣室 ☐ 機能訓練室 ☐ 施設敷地内の建物外										
		☐ 敷地外 ☐ その他（ ）										
	事故の種別	☐ 転倒 ☐ 異食 ☐ 不明										
		☐ 転落 ☐ 誤薬、与薬もれ等 ☐ その他（ ）										
☐ 誤嚥・窒息 ☐ 医療処置関連（チューブ抜去等）												
発生時状況、事故内容の詳細												
その他特記すべき事項												
5事故発生時の対応	発生時の対応											
	受診方法	☐ 施設内の医師(配置医含む)が対応 ☐ 受診(外来・往診) ☐ 救急搬送 ☐ その他（ ）										
	受診先	医療機関名					連絡先（電話番号）					
	診断名											
	診断内容	☐ 切傷・擦過傷 ☐ 打撲・捻挫・脱臼 ☐ 骨折(部位：)										
		☐ その他（ ）										
検査、処置等の概要												
6事故発生後の状況	利用者の状況											
	家族等への報告	報告した家族等の続柄	☐ 配偶者 ☐ 子、子の配偶者 ☐ その他（ ）									
		報告年月日	西暦		年		月		日			
	連絡した関係機関(連絡した場合のみ)	☐ 他の自治体 ☐ 警察 ☐ その他										
			自治体名（ ） 警察署名（ ） 名称（ ）									
本人、家族、関係先等への追加対応予定												
7事故の原因分析(本人要因、職員要因、環境要因の分析)		(できるだけ具体的に記載すること)										
8再発防止策(手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等)		(できるだけ具体的に記載すること)										
9その他特記すべき事項												